

令和元年11月市議会定例会 環境経済委員会資料

第163号議案

長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

【目次】	【ページ】
1 改正の趣旨	1
2 改正の理由及び内容	1
3 長崎市企業立地奨励条例新旧対照表	2～13

長崎市企業立地奨励条例の一部改正について

1 改正の趣旨

本市における産業の振興及び雇用機会の拡大を図る観点から、事業者の定義を明確にするなど、長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する。

2 改正の理由及び内容

(1) 企業グループの取扱いについて

近年、企業において、意思決定の迅速化やリスクの分散を図るため、事業部門を分社化しグループによる経営形態が見られるようになっている。

こうした経営形態の企業の誘致にも対応するため、連結会社[※]で構成される企業グループを奨励金の対象である事業者の定義に含める。

(2) 転勤者に係る雇用奨励金について

現行の雇用奨励金の対象は、新規雇用者を操業日後3年（移転拡大を行う特例指定事業者においては5年）まで及び転勤者を操業日後1年までとしている。

本市における更なる雇用機会の拡大を図るため、転勤者においても、新規雇用者と同じく操業日後3年（特例指定事業者においては5年）までを、雇用奨励金の対象とする。

(3) その他所要の整備

転勤者における住所異動日の要件を整理する等の条文の整理を行う。

※連結会社・・・会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項
第21号に規定する連結会社をいう。

3 長崎市企業立地奨励条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市企業立地奨励条例</p> <p>昭和63年10月7日 条例第27号</p> <p>改正 平成 5年 9月28日条例第 26号 平成10年 9月18日条例第 30号 平成11年 7月15日条例第 19号 平成12年 3月24日条例第 24号 平成13年 6月29日条例第 19号 平成15年 7月18日条例第 30号 平成16年 9月30日条例第114号 平成17年10月 7日条例第 98号 平成17年12月28日条例第132号 平成19年 9月21日条例第 27号 平成20年 9月22日条例第 38号 平成21年 6月29日条例第 30号 平成25年 3月21日条例第21号 平成25年12月25日条例第77号 平成28年 9月30日条例第46号 平成30年12月26日条例第56号 令和元年7月16日条例第36号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p>（平15条例30・一部改正）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 本市において、次に掲げる事業を営む者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第72条第1項第1号に規定する事業場を賃借して事業を行うものを除く。）で、3事業年度以上にわたり継続して法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項又は第81条の22第1項の規定による申告書の提出（同法第121条の規定により青色の申告書によ</p>	<p>○長崎市企業立地奨励条例</p> <p>昭和63年10月7日 条例第27号</p> <p>改正 平成 5年 9月28日条例第 26号 平成10年 9月18日条例第 30号 平成11年 7月15日条例第 19号 平成12年 3月24日条例第 24号 平成13年 6月29日条例第 19号 平成15年 7月18日条例第 30号 平成16年 9月30日条例第114号 平成17年10月 7日条例第 98号 平成17年12月28日条例第132号 平成19年 9月21日条例第 27号 平成20年 9月22日条例第 38号 平成21年 6月29日条例第 30号 平成25年 3月21日条例第21号 平成25年12月25日条例第77号 平成28年 9月30日条例第46号 平成30年12月26日条例第56号 令和元年7月16日条例第36号 <u>令和元年〇月〇日条例第〇〇号</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p>（平15条例30・一部改正）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 本市において、次に掲げる事業を営む者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第72条第1項第1号に規定する事業場を賃借して事業を行うものを除く。）で、3事業年度以上にわたり継続して法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項又は第81条の22第1項の規定による申告書の提出（同法第121条の規定により青色の申告書によ</p>

つて提出する場合を含む。)を行つている内国法人(同法第2条第3号に規定する内国法人をいう。)並びにその連結子会社(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第19号に規定する連結子会社をいう。)並びに国内又は国外(法人税法第2条第1号に規定する国内又は同条第2号に規定する国外をいう。)において合算して5事業年度以上にわたり継続して事業活動を行つている外国法人(同法第2条第4号に規定する外国法人をいう。)並びにその外国法人に財務及び事業の方針の決定を支配されている法人等として市長が別に定めるものをいう。

ア 次に掲げる産業に属する事業

- (ア) 造船・自動車等の輸送用機械関連産業
- (イ) 産業用機械、新エネルギー・環境関連産業
- (ウ) 情報通信関連産業
- (エ) 食品関連産業
- (オ) 医工連携関連産業

イ 道路貨物運送業、倉庫業又はこん包業(市長が別に定める地区において設置する者に限る。)

ウ 市長が別に定める水産動植物を陸上において養殖する事業その他これに類するものとして市長が別に定める事業(以下「陸上養殖業」という。)

エ 農業(市長が別に定める農作物を栽培し、又は家畜を飼養する事業その他これらに類するものとして市長が別に定める事業に限る。)

オ アからエまでに掲げる事業以外の事業で、次に掲げるもの

- (ア) 製造業
- (イ) その他市長が特に本市経済の発展に寄与すると認める事業

(2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。

(3) 設置 事業所を建設し、購入し、又は借り上げることをいう。

(4) 新設 本市に事業所を有しない者が本市に新たに事業所を設置し、又は本市に事業所を有する者が

つて提出する場合を含む。)を行つている内国法人(同法第2条第3号に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。)並びにその連結子会社(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第19号に規定する連結子会社をいう。以下この号において同じ。)並びに国内又は国外(法人税法第2条第1号に規定する国内又は同条第2号に規定する国外をいう。)において合算して5事業年度以上にわたり継続して事業活動を行つている外国法人(同法第2条第4号に規定する外国法人をいう。)並びにその外国法人に財務及び事業の方針の決定を支配されている法人等として市長が別に定めるもの並びに企業グループ(内国法人及びその連結子会社からなる2以上の法人で構成されるものをいう。以下同じ。)をいう。

ア 次に掲げる産業に属する事業

- (ア) 造船・自動車等の輸送用機械関連産業
- (イ) 産業用機械、新エネルギー・環境関連産業
- (ウ) 情報通信関連産業
- (エ) 食品関連産業
- (オ) 医工連携関連産業

イ 道路貨物運送業、倉庫業又はこん包業(市長が別に定める地区において設置する者に限る。)

ウ 市長が別に定める水産動植物を陸上において養殖する事業その他これに類するものとして市長が別に定める事業(以下「陸上養殖業」という。)

エ 農業(市長が別に定める農作物を栽培し、又は家畜を飼養する事業その他これらに類するものとして市長が別に定める事業に限る。)

オ アからエまでに掲げる事業以外の事業で、次に掲げるもの

- (ア) 製造業
- (イ) その他市長が特に本市経済の発展に寄与すると認める事業

(2) 事業所 事業者(その者が企業グループであるときは、その構成する全ての法人)がその事業の用に直接供する施設をいう。

(3) 設置 事業所を建設し、購入し、又は借り上げることをいう。

(4) 新設 本市に事業所を有しない者が本市に新たに事業所を設置し、又は本市に事業所を有する者が

当該事業所と異なる業種の事業所を本市に新たに設置することをいう。

- (5) 増設 本市に事業所を有する者が事業規模を拡張する目的で、本市において当該事業所を拡充し、又は当該事業所と同一の業種の事業所を新たに設置することをいう。
- (6) 移設 本市に事業所を有する者が事業規模を拡張する目的で、当該事業所を本市の他の場所に設置することをいう。
- (7) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (8) 陸上養殖業法人 陸上養殖業を行う法人をいう。
- (9) 農業法人 農業を行う法人をいう。
- (10) 投下固定資産 事業者が新設、増設又は移設に伴い、その事業の用に直接供するために取得した土地及び家屋（事業者の所有権に係る登記がされているものに限る。）並びに償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。）をいう。
- (11) 投下固定資産総額（操業前） 事業者が新設、増設又は移設に係る設置に要する費用のうち、当該事業者がその事業の操業日までに投下固定資産の取得に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の総額をいう。
- (12) 投下固定資産総額（操業後） 事業者が、新設にあつては操業日後5年を経過する日、増設及び移設にあつては操業日後3年を経過する日までに投下固定資産の取得に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の総額をいう。
- (13) 操業日 事業者が次に掲げる条件の全てを満た

当該事業所と異なる業種の事業所を本市に新たに設置することをいう。

- (5) 増設 本市に事業所を有する者が事業規模を拡張する目的で、本市において当該事業所を拡充し、又は当該事業所と同一の業種の事業所を新たに設置することをいう。
- (6) 移設 本市に事業所を有する者が事業規模を拡張する目的で、当該事業所を本市の他の場所に設置することをいう。
- (7) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（事業者が企業グループであるときは、その構成する法人が全て当該中小企業者又は中小企業団体）をいう。
- (8) 陸上養殖業法人 陸上養殖業を行う法人（事業者が企業グループであるときは、その構成する法人が全て陸上養殖を行う法人）をいう。
- (9) 農業法人 農業を行う法人（事業者が企業グループであるときは、その構成する法人が全て農業を行う法人）をいう。
- (10) 投下固定資産 事業者（その者が企業グループであるときは、その構成する法人）が新設、増設又は移設に伴い、その事業の用に直接供するために取得した土地及び家屋（事業者の所有権に係る登記がされているものに限る。）並びに償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。）をいう。
- (11) 投下固定資産総額（操業前） 事業者（その者が企業グループであるときは、その構成する法人）が新設、増設又は移設に係る設置に要する費用のうち、当該事業者がその事業の操業日までに投下固定資産の取得に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の総額をいう。
- (12) 投下固定資産総額（操業後） 事業者（その者が企業グループであるときは、その構成する法人）が、新設にあつては操業日後5年を経過する日、増設及び移設にあつては操業日後3年を経過する日までに投下固定資産の取得に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の総額をいう。
- (13) 操業日 事業者（その者が企業グループである

すこととなる最初の日をいう。

ア 投下固定資産の供用の開始が可能であること。

イ 生産行為、営業行為、栽培、飼育、養殖その他新設、増設又は移設に係る事業所における事業活動を開始していること。

(14) 雇用増従業員対象事業所 奨励金の交付を受けようとする事業者の本市の区域内にある全ての事業所をいう。

(15) 雇用増従業員数

ア 新設の場合 操業日前1年に当たる日から操業日後1年に当たる日までの間に、雇用増従業員対象事業所において就労することを目的として採用された従業員又は本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した従業員であつて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（1年以上継続して雇用が見込まれるものに限る。以下「雇用保険被保険者」という。）である従業員の総数をいう。

イ 増設及び移設の場合 雇用増従業員対象事業所において、操業日後1年に当たる日以後において、第4条第2項第2号に掲げる要件を具備するに至つた日に雇用されている雇用保険被保険者である従業員の総数から、操業日前1年に当たる日に雇用されていた雇用保険被保険者である従業員の総数を差し引いた従業員の総数をいう。

(16) 正規雇用従業員 期間の定めのない労働契約を締結し、雇用される者（短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

(17) 非正規雇用従業員 期間の定めのある労働契約を締結し、雇用される者（短時間労働者を除く。）をいう。

(18) 短時間従業員 短時間労働者であつて、1週間の所定労働時間が20時間以上であるものをいう。

(19) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する者をいう。

（平5条例26・平10条例30・平11条例19・平12条例24・平15条例30・平17条例132・平19条例2

ときは、その構成する全ての法人）が次に掲げる条件の全てを満たすこととなる最初の日をいう。

ア 投下固定資産の供用の開始が可能であること。

イ 生産行為、営業行為、栽培、飼育、養殖その他新設、増設又は移設に係る事業所における事業活動を開始していること。

(14) 雇用増従業員対象事業所 奨励金の交付を受けようとする事業者（その者が企業グループであるときは、その構成する法人）の本市の区域内にある全ての事業所をいう。

(15) 雇用増従業員数

ア 新設の場合 操業日前1年に当たる日から操業日後1年に当たる日までの間に、雇用増従業員対象事業所において就労することを目的として採用された従業員又は本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した従業員であつて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（1年以上継続して雇用が見込まれるものに限る。以下「雇用保険被保険者」という。）である従業員の総数をいう。

イ 増設及び移設の場合 雇用増従業員対象事業所において、操業日後1年に当たる日以後において、第4条第2項第2号に掲げる要件を具備するに至つた日に雇用されている雇用保険被保険者である従業員の総数から、操業日前1年に当たる日に雇用されていた雇用保険被保険者である従業員の総数を差し引いた従業員の総数をいう。

(16) 正規雇用従業員 期間の定めのない労働契約を締結し、雇用される者（短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

(17) 非正規雇用従業員 期間の定めのある労働契約を締結し、雇用される者（短時間労働者を除く。）をいう。

(18) 短時間従業員 短時間労働者であつて、1週間の所定労働時間が20時間以上であるものをいう。

(19) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する者をいう。

（平5条例26・平10条例30・平11条例19・平12条例24・平15条例30・平17条例132・平19条例2

7・平20条例38・平21条例30・平25条例21・平25条例77・平28条例46・一部改正)

(奨励措置)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 施設等整備奨励金
- (2) 建物等賃借奨励金
- (3) 雇用奨励金

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に本市経済の発展及び市民生活の向上に資するものと認めるときは、長崎県知事と協議して立地を要請した事業者（以下「特例事業者」という。）に対して、別に奨励金を交付することができる。

(平21条例30・全改、平25条例21・平25条例77・一部改正)

(指定)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、事業所を新設、増設又は移設をするごとに、市長の指定（以下「指定」という。）を受けなければならない。

2 指定を受けることができる事業者（特例事業者を除く。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、第1号から第3号までに掲げる要件（第13条第1号において「指定要件」という。）のいずれかに該当し、かつ、第4号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 新設に伴う投下固定資産総額（操業前）が3億円（中小企業者等又は陸上養殖業法人にあつては3,000万円、農業法人にあつては2,000万円）以上の事業者であつて、かつ、雇用増従業員数が10（中小企業者等にあつては5、陸上養殖業法人又は農業法人にあつては3）以上であり、かつ、当該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの
- (2) 増設又は移設に伴う投下固定資産総額（操業前）が3,000万円以上の中小企業者等、1,500万円以上の陸上養殖業法人又は1,000万円以上の農業法人であつて、かつ、操業日後3年を経過する日までに、雇用増従業員数が5以上の中小企業者等、2以上の陸上養殖業法人又は農業法人であり、かつ、当

7・平20条例38・平21条例30・平25条例21・平25条例77・平28条例46・一部改正)

(奨励措置)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 施設等整備奨励金
- (2) 建物等賃借奨励金
- (3) 雇用奨励金

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に本市経済の発展及び市民生活の向上に資するものと認めるときは、長崎県知事と協議して立地を要請した事業者（以下「特例事業者」という。）に対して、別に奨励金を交付することができる。

(平21条例30・全改、平25条例21・平25条例77・一部改正)

(指定)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、事業所を新設、増設又は移設をするごとに、市長の指定（以下「指定」という。）を受けなければならない。

2 指定を受けることができる事業者（特例事業者を除く。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、第1号から第3号までに掲げる要件（この項及び第13条第1号において「指定要件」という。）のいずれかに該当し、かつ、第4号に掲げる要件に該当するものとする。この場合において、事業者が企業グループであるときの指定要件には、企業グループを構成する法人ごとの投下固定資産総額（操業前）及び雇用増従業員数をそれぞれ合計して適用することができる。

- (1) 新設に伴う投下固定資産総額（操業前）が3億円（中小企業者等又は陸上養殖業法人にあつては3,000万円、農業法人にあつては2,000万円）以上の事業者であつて、かつ、雇用増従業員数が10（中小企業者等にあつては5、陸上養殖業法人又は農業法人にあつては3）以上であり、かつ、当該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの
- (2) 増設又は移設に伴う投下固定資産総額（操業前）が3,000万円以上の中小企業者等、1,500万円以上の陸上養殖業法人又は1,000万円以上の農業法人であつて、かつ、操業日後3年を経過する日までに、雇用増従業員数が5以上の中小企業者等、2以上の陸上養殖業法人又は農業法人であり、かつ、当

該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの

(3) 土地及び家屋を賃借して新設をする事業者であつて、かつ、雇用増従業員数が10（中小企業者等にあつては5、陸上養殖業法人又は農業法人にあつては3）以上であり、かつ、当該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの

(4) 役員等（事業者である法人の役員又はその事業所の代表者をいう。）が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない事業者

（平21条例30・全改、平25条例21・平25条例7・一部改正）

（指定の申請等）

第5条 指定を受けようとする事業者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請を行おうとする事業者は、操業日前30日に当たる日までに、市長が別に定めるところにより、市長と協議しなければならない。

3 市長は、指定を行うときは、事業者の経営状況等を十分に考慮して行うものとする。

4 市長は、指定を行うときは、経営に関する専門的知識を有する者に意見を聴くことができる。

（平21条例30・全改）

（変更の承認等）

第6条 指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、その指定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更その他市長が別に定める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、指定事業者は、その変更について速やかに市長に届け出なければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「指定」とあるのは「変更の承認」と読み替えるものとする。

（交付の申請）

第7条 指定事業者が奨励金の交付を受けようとするときは、毎年度、市長が別に定めるところにより、市長

該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの

(3) 土地及び家屋を賃借して新設をする事業者であつて、かつ、雇用増従業員数が10（中小企業者等にあつては5、陸上養殖業法人又は農業法人にあつては3）以上であり、かつ、当該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの

(4) 役員等（事業者（その者が企業グループであるときは、その構成員）である法人の役員又はその事業所の代表者をいう。）が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない事業者

（平21条例30・全改、平25条例21・平25条例7・一部改正）

（指定の申請等）

第5条 指定を受けようとする事業者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請を行おうとする事業者は、操業日前30日に当たる日までに、市長が別に定めるところにより、市長と協議しなければならない。

3 市長は、指定を行うときは、事業者の経営状況等を十分に考慮して行うものとする。

4 市長は、指定を行うときは、経営に関する専門的知識を有する者に意見を聴くことができる。

（平21条例30・全改）

（変更の承認等）

第6条 指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、その指定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更その他市長が別に定める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、指定事業者は、その変更について速やかに市長に届け出なければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「指定」とあるのは「変更の承認」と読み替えるものとする。

（交付の申請）

第7条 指定事業者が奨励金の交付を受けようとするときは、毎年度、市長が別に定めるところにより、市長

に申請を行わなければならない。

2 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる奨励金を指定事業者（特例事業者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に交付することができる。ただし、交付する奨励金の総額は、指定ごとに、1事業者当たり10億円を上限とする。

- (1) 第4条第2項第1号又は第2号に該当する指定事業者 施設等整備奨励金及び雇用奨励金
- (2) 第4条第2項第3号に該当する指定事業者（次号に規定する指定事業者を除く。） 建物等賃借奨励金及び雇用奨励金
- (3) 第4条第2項第3号に該当し、操業日後5年を経過する日までに自らの事業を行うための事業所を自ら建設し所有する指定事業者 施設等整備奨励金、建物等賃借奨励金及び雇用奨励金

3 指定事業者は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める期間に第1項の申請を行わなければならない。

- (1) 施設等整備奨励金 各年度に交付を受けようとする施設等整備奨励金につき、当該年度の操業日に相当する日（その日が1月から3月までに属するときは、その年の4月1日。以下この項において「応当日」という。）から応当日後3月を経過する日までの期間（増設又は移設の場合にあつては、第4条第2項第2号に規定する雇用増従業員数以上の雇用保険被保険者である従業員を雇用することとなつた日から3月を経過する日までの期間）
- (2) 建物等賃借奨励金 各年度に交付を受けようとする建物等賃借奨励金につき、応当日（各年の土地及び家屋の賃借に係る賃借料の約定の支払日が到来していない場合にあつては、その約定の支払日。以下この号において同じ。）から応当日後3月を経過する日までの期間
- (3) 雇用奨励金 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間

ア 第11条第1項の規定による雇用奨励金 操業日後1年を経過した日（その日が1月から3月までに属するときは、その年の4月1日）から3月を経過する日までの期間（増設又は移設の場合にあつては、第4条第2項第2号に規定する雇用増従業員数以上の雇用保険被保険者である従業員を雇用することとなつた日から3月を経過する日まで

に申請を行わなければならない。

2 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる奨励金を指定事業者（特例事業者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に交付することができる。ただし、交付する奨励金の総額は、指定ごとに、1事業者当たり10億円を上限とする。

- (1) 第4条第2項第1号又は第2号に該当する指定事業者 施設等整備奨励金及び雇用奨励金
- (2) 第4条第2項第3号に該当する指定事業者（次号に規定する指定事業者を除く。） 建物等賃借奨励金及び雇用奨励金
- (3) 第4条第2項第3号に該当し、操業日後5年を経過する日までに自らの事業を行うための事業所を自ら建設し所有する指定事業者 施設等整備奨励金、建物等賃借奨励金及び雇用奨励金

3 指定事業者は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める期間に第1項の申請を行わなければならない。

- (1) 施設等整備奨励金 各年度に交付を受けようとする施設等整備奨励金につき、当該年度の操業日に相当する日（その日が1月から3月までに属するときは、その年の4月1日。以下この項において「応当日」という。）から応当日後3月を経過する日までの期間（増設又は移設の場合にあつては、第4条第2項第2号に規定する雇用増従業員数以上の雇用保険被保険者である従業員を雇用することとなつた日から3月を経過する日までの期間）
- (2) 建物等賃借奨励金 各年度に交付を受けようとする建物等賃借奨励金につき、応当日（各年の土地及び家屋の賃借に係る賃借料の約定の支払日が到来していない場合にあつては、その約定の支払日。以下この号において同じ。）から応当日後3月を経過する日までの期間
- (3) 雇用奨励金 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間

ア 第11条第1項の規定による雇用奨励金 操業日後1年を経過した日（その日が1月から3月までに属するときは、その年の4月1日）から3月を経過する日までの期間（増設又は移設の場合にあつては、第4条第2項第2号に規定する雇用増従業員数以上の雇用保険被保険者である従業員を雇用することとなつた日から3月を経過する日まで

の期間)

イ 第11条第2項の規定による雇用奨励金 市長が別に定める期間

(平21条例30・全改、平25条例21・平25条例77・一部改正)

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があつた場合において、指定事業者が次の各号のいずれにも該当しないときは、奨励金の交付の決定をするものとする。

- (1) 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているとき。
- (2) 経営状況が著しく悪化し、第1条の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項に規定する交付の決定を行うときは、経営に関する専門的知識を有する者に意見を聴くことができる。

(平21条例30・全改、平25条例21・一部改正)

(施設等整備奨励金の額)

第9条 施設等整備奨励金の額は、1年度につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定基礎額に同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額を5で除して得た額とする。

【別記1 参照】

2 市長は、操業日の属する年度の翌年度（操業日が1月から3月までに属する場合にあつては、翌々年度）から5年度間、施設等整備奨励金を交付することができる。

(平21条例30・全改、平25条例77・平28条例46・一部改正)

(建物等賃借奨励金の額)

第10条 建物等賃借奨励金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定基礎額に同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額とする。

【別記2 参照】

2 市長は、操業日から3年間の建物等の賃借に係る建物等賃借奨励金を交付することができる。この場合において、操業日（操業日の属する年度の翌年度以降の

の期間)

イ 第11条第2項の規定による雇用奨励金 市長が別に定める期間

(平21条例30・全改、平25条例21・平25条例77・一部改正)

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があつた場合において、指定事業者(その者が企業グループであるときは、指定事業者及びその構成する法人)が次の各号のいずれにも該当しないときは、奨励金の交付の決定をするものとする。

- (1) 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているとき。
- (2) 経営状況が著しく悪化し、第1条の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項に規定する交付の決定を行うときは、経営に関する専門的知識を有する者に意見を聴くことができる。

(平21条例30・全改、平25条例21・一部改正)

(施設等整備奨励金の額)

第9条 施設等整備奨励金の額は、1年度につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定基礎額に同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額を5で除して得た額とする。

【別記1 参照】

2 市長は、操業日の属する年度の翌年度（操業日が1月から3月までに属する場合にあつては、翌々年度）から5年度間、施設等整備奨励金を交付することができる。

(平21条例30・全改、平25条例77・平28条例46・一部改正)

(建物等賃借奨励金の額)

第10条 建物等賃借奨励金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定基礎額に同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額とする。

【別記2 参照】

2 市長は、操業日から3年間の建物等の賃借に係る建物等賃借奨励金を交付することができる。この場合において、操業日（操業日の属する年度の翌年度以降の

年度にあつては、当該年度の操業日に相当する日。以下この項において同じ。)から1年間の建物等の賃借に係る建物等賃借奨励金は、操業日の属する年度の翌年度(操業日が1月から3月までに属する場合にあつては、翌々年度)に交付するものとする。

(平21条例30・全改、平25条例77・平28条例46・一部改正)

(雇用奨励金)

第11条 雇用奨励金の額は、雇用増従業員数の算定に係る従業員であつて、本市に住所を有するもの(本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した日の前日において本市に住所を有する者を除く。次項において同じ。)の数に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 正規雇用従業員 50万円(その者が障害者であるときは、100万円)
- (2) 非正規雇用従業員 30万円(その者が障害者であるときは、60万円)
- (3) 短時間従業員 15万円(その者が障害者であるときは、35万円)

2 前項に定めるもののほか、市長は、操業日後1年を経過する日の翌日から操業日後3年(特例指定事業者(第4条第2項第3号に掲げる要件に該当する指定事業者であつて、操業日後5年を経過する日までに指定に係る事業所を本市の他の場所に移転し、かつ、前項各号に掲げる従業員を100人以上雇用する計画を有するものとして市長が認めるものをいう。第14条第1項において同じ。)にあつては、5年)を経過する日までの間に雇用増従業員対象事業所において就労させることを目的として正規雇用従業員、非正規雇用従業員又は短時間従業員として採用された従業員であつて、本市に住所を有するもの数に応じて、市長が別に定める場合に該当するときは、市長が別に定める額の雇用奨励金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、操業日から操業日後3年を経過する日までの各月の末日における算定対象従業員の数、操業日その他市長が別に定める

年度にあつては、当該年度の操業日に相当する日。以下この項において同じ。)から1年間の建物等の賃借に係る建物等賃借奨励金は、操業日の属する年度の翌年度(操業日が1月から3月までに属する場合にあつては、翌々年度)に交付するものとする。

(平21条例30・全改、平25条例77・平28条例46・一部改正)

(雇用奨励金)

第11条 雇用奨励金の額は、雇用増従業員数の算定に係る従業員であつて、本市に住所を有するもの(本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した従業員にあつては、本市外の区域から本市に転入したものに限り。)の数に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 正規雇用従業員 50万円(その者が障害者であるときは、100万円)
- (2) 非正規雇用従業員 30万円(その者が障害者であるときは、60万円)
- (3) 短時間従業員 15万円(その者が障害者であるときは、35万円)

2 前項に定めるもののほか、市長は、操業日後1年を経過する日の翌日から操業日後3年(特例指定事業者(第4条第2項第3号に掲げる要件に該当する指定事業者であつて、操業日後5年を経過する日までに指定に係る事業所を本市の他の場所に移転し、かつ、前項各号に掲げる従業員を100人以上雇用する計画を有するものとして市長が認めるものをいう。第14条第1項において同じ。)にあつては、5年。次項において同じ。)を経過する日までの間に雇用増従業員対象事業所において就労させることを目的に正規雇用従業員、非正規雇用従業員又は短時間従業員として採用された雇用保険被保険者である従業員であつて、本市に住所を有するもの及び本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した従業員であつて、本市外の区域から本市に転入した雇用保険被保険者であるものの数に応じて、市長が別に定める場合に該当するときは、市長が別に定める額の雇用奨励金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、操業日から操業日後3年を経過する日までの各月の末日における算定対象従業員の数、操業日その他市長が別に定め

期日における算定対象従業員の数の8割に満たない場合に該当するときは、雇用奨励金を交付しない。

(平20条例38・全改、平21条例30・平25条例77・平28条例46・一部改正)

(端数計算)

第12条 奨励金を計算するに当たり、奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(平17条例132・旧第9条繰下)

(指定の取消し)

第13条 市長は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、雇用増従業員数が、当該指定事業者に係る指定要件の区分に応じ、第4条第2項第1号から第3号までに規定する雇用増従業員数を下回つたとき。
- (2) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、投下固定資産を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は競売に付されたとき。
- (3) 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により指定又は交付の決定を受けたとき。
- (5) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、奨励金の交付に係る事業の操業が廃止又は停止の状況にあると認められるとき。
- (6) 第4条第2項第4号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(平21条例30・全改、平25条例21・平25条例77・一部改正)

(交付の決定の取消し及び奨励金の返還)

第14条 市長は、前条第2号から第7号までの規定のいずれかに該当することにより指定を取り消したとき又は特例指定事業者が、操業日後5年を経過した日において第11条第1項各号に掲げる従業員を100人以上雇用していないときは、交付の決定の全部又は一部を取

る期日における算定対象従業員の数の8割に満たない場合に該当するときは、雇用奨励金を交付しない。

(平20条例38・全改、平21条例30・平25条例77・平28条例46・一部改正)

(端数計算)

第12条 奨励金を計算するに当たり、奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(平17条例132・旧第9条繰下)

(指定の取消し)

第13条 市長は、指定事業者(その者が企業グループであるときは、第1号及び第4号を除き、指定事業者及びその構成する法人)が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、雇用増従業員数が、当該指定事業者に係る指定要件の区分に応じ、第4条第2項第1号から第3号までに規定する雇用増従業員数を下回つたとき。
- (2) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、投下固定資産を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は競売に付されたとき。
- (3) 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により指定又は交付の決定を受けたとき。
- (5) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、奨励金の交付に係る事業の操業が廃止又は停止の状況にあると認められるとき。
- (6) 第4条第2項第4号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(平21条例30・全改、平25条例21・平25条例77・一部改正)

(交付の決定の取消し及び奨励金の返還)

第14条 市長は、前条第2号から第7号までの規定のいずれかに該当することにより指定を取り消したとき又は特例指定事業者が、操業日後5年を経過した日において第11条第1項各号に掲げる従業員を100人以上雇用していないときは、交付の決定の全部又は一部を取

り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(平21条例30・全改、平25条例21・平28条例46・一部改正)

(地位の承継)

第15条 指定事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合において、市長の承認を受けたときは、当該各号に掲げる者は、指定事業者の地位を承継する。

(1) 法人が合併又は分割（投下固定資産の全部又は一部を承継させるものに限る。）した場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により投下固定資産の全部又は一部を承継した法人

(2) 営業を譲渡した場合 その譲受人

(平11条例19・平13条例19・一部改正、平15条例30・旧第13条繰上、平17条例132・旧第12条繰下、平21条例30・一部改正)

(報告及び調査)

第16条 市長は、指定事業者、指定を受けようとする者又は指定事業者であつた者に対し、立地、雇用状況、操業、経営状況等について報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(平15条例30・旧第14条繰上、平17条例132・旧第13条繰下、平21条例30・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平15条例30・旧第15条繰上、平17条例132・旧第14条繰下)

り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(平21条例30・全改、平25条例21・平28条例46・一部改正)

(地位の承継)

第15条 指定事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合において、市長の承認を受けたときは、当該各号に掲げる者は、指定事業者の地位を承継する。

(1) 法人が合併又は分割（投下固定資産の全部又は一部を承継させるものに限る。）した場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により投下固定資産の全部又は一部を承継した法人

(2) 営業を譲渡した場合 その譲受人

(平11条例19・平13条例19・一部改正、平15条例30・旧第13条繰上、平17条例132・旧第12条繰下、平21条例30・一部改正)

(報告及び調査)

第16条 市長は、指定事業者（その者が企業グループであるときは、指定事業者及びその構成する法人。以下この条において同じ。）、指定を受けようとする者又は指定事業者であつた者に対し、立地、雇用状況、操業、経営状況等について報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(平15条例30・旧第14条繰上、平17条例132・旧第13条繰下、平21条例30・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平15条例30・旧第15条繰上、平17条例132・旧第14条繰下)

【別記1】

区分	算定基礎額	助成率
第2条第1号ア、ウ又はエに規定する事業を行う指定事業者	操業日後1年を経過する日における投下固定資産に係る固定資産評価額（地方税法第410条第1項の規定により市長が	0.15
第2条第1号イ又はオに規定する事業を行う指定事業者	決定する固定資産の価格をいう。）の合計額又は投下固定資産総額（操業前）のいずれか低い額。ただし、新設の場合にあつては操業日後5年（増設及び移設の場合にあつては操業日後3年）を経過する日までの各年度の操業日に応当する日における投下固定資産に係る固定資産評価額（同項の規定により市長が決定する固定資産の価格をいう。）の合計額又は投下固定資産総額（操業後）のいずれか低い額を含む。	0.1

【別記2】

区分	算定基礎額	助成率
第2条第1号ア、ウ又はエに規定する事業を行う指定事業者	新設に係る事業所（操業日から操業日後3年を経過する日	0.5
第2条第1号イ又はオに規定する事業を行う指定事業者	までの間に、当該新設に係る事業所を本市の他の場所に移転し、かつ、当該移転時における算定対象従業員（雇用増従業員対象事業所において就労することを目的として採用された従業員又は本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した従業員であつて、雇用保険被保険者であるものをいう。次条において同じ。）の数が、移転前の当該算定対象従業員の数以上となる事業所を含む。）の家屋及び土地（次項において「建物等」という。）の賃借に係る操業日から3年間に於ける各年の賃借料（共益費用、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とし、家屋に係る賃借料の単価が当該家屋の床面積3.3平方メートル当たり月額1万円を超える場合にあつては、当該単価を月額1万円として算定した額とする。）	0.25